

2019

2019 年度 海外派遣プログラム

～参加者による活動報告～

ビジネスロー・比較法政研究センター

目次

ハーグ国際私法会議 室 憲之介	2
KIM&CHANG 法律事務所 堅田 萌恵子	14
Davis Polk & Wardwell LLP New York Office 松田 悠	18
McDermott Will & Emery Paris LLP 中村 彰男	24
McDermott Will & Emery Belgium LLP 真貝 淳一	29
NautaDutilh 法律事務所 Amsterdam 朝田 百合子	36
UNCITRAL Vienna 横山 怜太郎 (日本語)	40
UNCITRAL Vienna 横山 怜太郎 (English)	49

ハーグ国際私法会議 室 憲之介
レポート目次

I 概要	3
II 業務内容	3
III レポート	5
1. はじめに	5
2. このプログラム（ハーグ）に参加するメリット	5
-キャリア面	5
-学術面	6
-その他	6
3. 応募することを決めた人たちへ（参加にあたり留意すべきだと感じた点）	7
4. 私が得た知見・印象・学んだこと	8
5. その他の生活	10
6. 最後に	10

ハーグ国際私法会議 室 憲之介

I 概要

- ①氏名：室 憲之介
- ②派遣先：ハーグ国際私法会議
- ③派遣期間：6月16日～8月16日

II 業務内容

後述の通りかなり色々やらせてもらったと思うので、標準的にはこの半分くらいの仕事量だと思って良いと思います。

1. 判決プロジェクトの外交会議運営

HCCH では 10 年に 1 回ほどのペースで事務局（又は専門の委員会）の条約草案をベースとして新たな条約の作成のための外交会議が開かれます。幸いにも今年は過去に頓挫した外国判決の承認執行についての条約をめぐる外交会議が開かれ、その事務局の一員として携わることができたのはまたとない機会でした。HCCH の事務局は小さな組織なので担当課以外の職員もインターン含め全員総出で会議の運営にあたり、めまぐるしさや無事条約が調印に至った時の安心感を肌で感じることができました。多くの常勤職員にとっても初めての出来事だったので、個々人の具体的な職掌があるというよりは、リアルタイムで生じる事務局のタスクをこなしていくといった雰囲気でした。私を含めインターンの主な仕事は解説レポートの補助、各国代表の要望の伝達、小委員会への出席、各委員会の議事録の作成、議場での書類のやり取り、会議のロジスティクス一般など多岐に渡りました。手が空いている人が降ってきた仕事を担当し、この数週間だけでもかなり貴重な経験ができたと感じています。国際会議とはいえ、ニッチな分野の条約だったことから、各国の代表は UNCITRAL など他の会議でも互いに顔を合わせる常連同士和気藹々とした雰囲気だったので、代表の方々にも質問をする機会が多くあり、様々なことを学ばせていただきました。ただ一点、レセプションでスイスとドイツの政府代表を間違えてしまったことはかなり反省しています。

また、印象に残った点として、外交会議で主に研究畑出身の政府代表の方々が「ドウガウチ、フジタ、ハラタ」などと東大でもよく耳にする先生方のお名前を何回も口にするのを聞き、東大の先進性を感じるとともに、一般に想像される研究者の仕事とは違った仕事を間近で見ることができて良かったと感じました。

- 2. リサーチ 送達条約判例
- 3. 送達ハンドブックの校正

HCCH の事務局は条約の運用などについてのガイドブックなどを出版しており、定期的に改訂もしているようです。ちょうど常勤の職員が一人退職する際に送達条約に関

するハンドブックの校正の仕事を一部引き継がせてもらいました。

4. INCADAT 用の判例調査-日本

日本で「ハーグ 条約」として最も知られている、子の奪取に関する条約の Post-Convention 事業（条約締結後の事務局業務）の一環として HCCH では条約の適用関係についての国際的な判例データベースを構築しています。同データベースでは日本の判例が少ないため、新たに追加できる判例の Recherche を行いました。印象的だったのが Recherche の過程で日本では条約の実施法を作り、その解釈で判例が出るといった事情は HCCH においてあまり知られておらず、「なぜそうするのか」などの質問に対する回答に苦労しました。

5. ハーグ証拠収集条約 グッドプラクティスガイドのレビュー

6. 代理出産法案 HCCH 加盟国の立法調査

7. IHNJ 裁判官ネットワークの開催準備用 Preliminary Document 作成、南米オフィスとの会議など

8. 国際扶養料回収条約の Expert Group 用のメモ作成

HCCH では条約の締結の前や後に当該分野の専門家による Expert Group という会議が開かれ、条約の草案作成にあたっての論点出しや、将来的な条約の運用に関する実務レベルでの問題点の洗い出しなどを行っています。日本はこの条約を批准していませんが、アメリカやヨーロッパではいわゆる養育費の国際的な回収は関心の高いテーマであり、様々な議論をまとめる Expert Group の議論のたたき台となるメモを作成する過程は勉強になりました。特に、支払慣行の異なる国の間で継続的に少額の債権のやり取りをすることによって生ずる問題（債権額に対する過大な手数料割合や、支払手段、当局の関与度合いの違い）は今まで考えてみたこともなかった問題だったので、調べ甲斐がありました。

9. 養子縁組についての Informal Working Group の議事録作成

10. 非嫡出子の法的地位についての加盟国沿革調査

HCCH は加盟国から各国の法制度についての照会があり、これに答えることも業務の一つになっています。非嫡出子の法的地位についての照会があり、各国の法制度の沿革 Recherche を行いました。特に中東や北欧など原文が全く読めない言語の立法資料にあたるのは中々骨が折れましたが、Research 力が向上したように思える良い経験でした。

11. 実務ガイド作成ドラフト・締約国コメントの検討

12. その他

加盟国の立法や、他機関の活動調査（UNCITRAL UNICEF）などの簡単な Recherche や、加盟国向けサマリー作成や他のスタッフの手伝いなど

III レポート

(昨年派遣の吉見さんが現地の雰囲気などについて詳細に書かれているので、そのレポートを補完する形で書きます。あわせてご覧ください。)

1. はじめに

2 か月半という長期にわたる経験,それも一人でのオランダ生活は初めてであり,困惑することは多々ありましたが,それ以上に多くのことを学びました。HCCH のスタッフの方々は大変親切で,業務に限らず,日常生活についても温かなサポートをしていただきました。慣れないことばかりで,なんとか生きのびることができたのは周囲の方々のおかげだと思います。

また,ハーグ は地理的にも,国際的な位置付けにおいてもかなり恵まれた場所なので,様々な機会に溢れていました。私自身なるべくそのような機会を活かすようにしていましたが,おそらく単年度ではメリットを全て享受しきれないほどに恵まれていたように思います。次年度以降の後輩たちがそれぞれのバックグラウンドに応じて多くの実りを得るべく参考にさせていただければ幸いです。

2. このプログラム (ハーグ) に参加するメリット

-キャリア面

まず,HCCH でのインターン環境は,他の派遣先と比べてもかなり良いと思います。ニッチかつ小規模な国際機関という特殊な環境ではあるものの,ほぼはじめての社会人生活をあらゆる国の法曹の指導のもとで,かつ長期的評価を気にせずスタートできたことは,今後どのようなキャリアに進むとしても,良い経験でした。また,後述の通り職務体験というよりは,かなり一般の職員と同じ扱いで2ヶ月間他の職員に混じって勤めていたという感覚でした。そのため,先に会社勤めをしている同世代の友人たちから聞いたような典型的な仕事のミスや職場での振る舞い方について意識した生活を送ることができたように思えます。

仕事のスタイルについては,日本の官庁でいうところの,課長級と,課長補佐～係長級がそれぞれ1人ずつ指導担当としてつき,彼らの所属するチーム(ゆるやかな課や室のようなもの)に配属されます。その上で,自分の能力(主に語学力)と事務局の他のプロジェクトの進捗に応じて,タスクが割り振られます。そして,7～8月は休暇シーズンなので,研修生というよりは普通の職員として扱われた印象です。仕事の仕方についてある程度就職前に練習できる機会となりました。また,昨年も書かれている通り,職員と同じ扱いである以上,時に条約草案の文言や,加盟国の会議向けの資料など,自分の仕事が直接国際条約の運用に影響を与えている実感があるのでやりがいがあります。

職場環境については,この先日本でのキャリアが辛くなるのではないかとこのほど良かったです。法務系のスタッフは皆欧米の法曹で,国際機関はもちろん,企業法務,官庁,裁判所,大学,NGOなど出自が多様なので,普段食事などに行って話を聞くだけでも,自分の今後の日本でのキャリ

アを相対化できました。長いロースクール期間で凝り固まっていただけに、その意義は大きかったように思えます。そのような多様性のある職場ですが、昨年の報告にもあるように、職員が常に雰囲気を改善していく意識があり、透明性の高さには驚きました。具体的には、対内的にはほぼ全職員の報酬が公開されており、勤務形態も柔軟でした。良い意味で考えさせられることが多く、法務キャリアで迷っている人は一度見てみる価値のある職場だと思います。

扱っている仕事については、「国際私法会議」という名前なので、もちろん国際私法にかかわる仕事は多くあります。しかし、この機関で一番成功している条約はアポスティーユや送達など司法共助にかかわるものなので、直接的に国際私法を勉強したことがなくてもできること、学べることは多いです。さらに、このような環境なので、所属機関からの派遣で働く日本の法曹と会う機会も多く、修習の前に法曹三者の比較をすることができるというメリットも感じました。

-学術面

私含め、例年は法曹養成専攻からの派遣が多いようですが、仮に自分が研究者志望であったとしてもメリットが多いように感じられました。

まず、HCCHでのインターン期間中は平和宮(ICJやPCAなどの国際機関の共用施設)の図書館の利用権を得られます。同館は国際法の所蔵資料が世界的に見ても豊富(だそう)で、特にこれらの分野を専攻している他のインターンは勤務時間中や勤務後を問わず積極的に利用していたようです。

また、HCCHのインターンは層が厚く、私と同時期にはすでに他分野で実務経験がある弁護士や、すでに英米の名門大学で教歴があるPhDホルダーまでいたので、研究畑の人同士は研究テーマのアイディアや、アカデミックなキャリアについて相談しあっていたようです。さらに、客員研究員として、よりシニアな研究者が来庁したり、専門グループなどの政府代表として各国の研究者が来庁することも多く、自由に話しかけて研究の相談をする雰囲気がありました。勤務中もHCCHのタスク(業務量は調整すればかなり柔軟です)さえこなしていれば自分の研究をしていても咎められる雰囲気はありませんでした。また、インターン中は校務から解放されるのでかえって研究が捗ると言っている方もいました。

例年言われていることですが、HCCHの職員はハーグアカデミーの国際私法コースの講義を聴講することができます。全てに参加することはできませんが、かなり多くの講義に参加できるので、アカデミー生(多くが博士課程の学生)との交流や、アカデミーの講演者との交流の機会も豊富にあります。正規の学生と違い、学費もかからず、参加形態も柔軟なので、関心のある分野の講義があればメリットは大きいように思えます。個人的にはアカデミーで授与されるディプロマの最終口述試験を観覧できたことは特に有意義でした。

-その他

語学について、どのようなレベルの人でも語学学校や留学などよりもはるかに短期間で語学力を向上することができる環境だと思います。HCCH常勤職員は9割以上英仏バイリンガル以上です。だからこそかもしれませんが、誰しも語学で苦労した経験があるので、語学を向上させたいという人にはとても親切です。昨年などの報告にもある通り拙い話し方でもかなり忍耐強く聞

いてくれますし、意欲さえあれば自分の語学レベルより少し上の仕事を振って成長を応援してくれる雰囲気があります。例えば、「英語でたくさん書ける仕事がしたい」や、「仕事はフランス語メインが良い」などの希望は積極的に出していくと向こうも仕事が振りやすくなるので、歓迎されます。英語はもちろんですが、個人的には特にフランス語を向上させるまたとない機会だったので、そのような関心がある方にはおすすめです。

期間や時期について、司法試験後発表まで4ヶ月間あり、皆勉強中から色々な計画を立てるものですが、実際には散発的な旅行とアルバイトに終始することが多いようです。まず、本プログラムに参加することで、有意義な経験とともに、週末などに、派遣先の地域を拠点として日本からだて行きづらいうような場所にも旅行に行くことができます。また、派遣先にかかわらず、一定の研修費を支給されるので、派遣期間中はアルバイトなどをする必要なく生活を行うことができます。いわゆる渉外法務にまだ関心がない人でも行くメリットは大いにあるので、積極的な応募を勧めたいと思います。

そして、特にハーグでの研修について言及すると、他の研修先と比べて期間が2ヶ月と長く（受入先としては標準期間が3~6ヶ月なので、もっと長くいても良いようです）、常勤職員が休暇を多くとる時期なので実際の仕事に直接関わる機会が豊富です。当初は長すぎないかとも思いましたが、個人的には2ヶ月以上のプログラムに参加してよかったと思います。

3. 応募することを決めた人たちへ（参加にあたり留意すべきだと感じた点）

-仕事のもらい方

原則として、仕事はシニアな指導担当からもらいます。仕事量が少ない時はジュニアな指導担当にメールを送り、仕事をもらいます。さらに余力があり、かつ関心がある分野のチームがあれば、自分の指導担当に断った上で他のチームの課長級（first secretary）の人に声をかけると仕事がもらえます。仕事の裁量は大きいので、成果物を渡すまでに長めの時間がもらえる一方で、方法などの細かい指導やサポートは少ないので、わからないことは逐一聞きに行く必要があります。似たような仕事をしている常勤スタッフや他のインターンもかなり親切に教えてくれるので、シニアな指導担当に聞きづらければ他のスタッフに聞いてみると良いと思います。また、興味関心や、自分のレベルを事前に伝えるとそれに沿った仕事を振られるので、積極的に発信すると良いです。結果的には幅広くいろいろな業務を体験させてもらえて良かったと感じています。

-インターンの立ち位置

繰り返しになりますが、このインターンはいわゆる日本でのインターンのように職場体験といった感覚ではなく、初日に簡単なブリーフィングを受けた後は常勤のスタッフと同様に実際の動いている仕事を振られます。HCCHは予算規模が小さく、出向者やインターンが多い組織です。常勤スタッフはそのような外部の人間に慣れていますし、仕事の出来次第では、「こんなことをインターンに任せて良いのか」と思うようなことでも任せてくれるようになります。一方でインターンだからと気を抜いていたために職場での評価が悪かった他国の方もいるようなので、振られ

た仕事が上手いかず、成果物の完成度が低くなってしまったとしても、誠実に向き合うことをおすすめします。

また、HCCH では毎月法務スタッフと事務局全体の会議が行われ、法務インターンは両方の会議に呼ばれます。主な議題は、毎回 HCCH 全体のあり方や、各プロジェクトの進め方です。彼らの認識ではインターンであっても、会議に呼んでいる職員なのだからと、積極的な発言を求められます。日本人でなくとも当然最初は尻込みをするインターンは多いですが、東大からの派遣生は期間が短いので、あまり参加の機会がありません（時期が合えばそれぞれ1～2回ほど）。どんどん積極的に発言すると歓迎されます。

-職場の雰囲気とポリコレ周りの注意

HCCH は全体的にローの見学で呼んでいた地裁の裁判官室のようにカジュアルでありつつ、しっかり仕事をする場という雰囲気でした。口笛を吹きながら働いている人もいくらかのカジュアルな雰囲気なのでインターン同士はとても仲良くなれますし、事務総長と職場のキッチンで雑談をすることもできるような風通しの良さでした。たまに職場の近くのビーチなどで飲み会があったりしますが、参加しなければいけない雰囲気は全くありません。そのフランクさの一方で、いわゆるポリコレやマイノリティ配慮などのコンプライアンスは徹底されており、ちょっとした性別に関する一般化や、とある国のステレオタイプなどに言及したりなどするだけで雰囲気が凍ります。例えばいわゆる LGBT の上司は普通にるので当然配慮するべきですし、高齢のスタッフが意図せず危ない発言をすることがありますが、安易に同調しない方が良いと思われます。

-おみやげについては、なんとなく日本の感覚で職場にお土産を持っていく方が多いかもしれません。それ自体は喜ばれると思うのですが、HCCH ではどちらかというと勤務開始時よりも去り際に何か用意することが多いようです。私は気が回らないので、何も用意せずにのぞんでしまい、最終勤務日の前日に手作りのスコーン 20 個とジャムを作って持って行きました。イギリスの大学で教職についていた同僚に自分のスコーンを褒めてもらったのは良い思い出になりました。

4. 私が得た知見・印象・学んだこと

-全人格的評価・マネジメントが上手

研究畑の人であっても、法曹であっても、日本以上に全人格的評価の傾向が強かったです。特定の人について単に法律の理解が深いだけでなく（当然これは必須条件なのでしょうが）、レセプションなどでの会話や、スピーチ力、人当たりの良さなどにも基づいて互いに評価がなされている印象を受けました。

このような文化のせいか、管理職の人たち（課長級以上）は部下や組織のマネジメントにかなり力を入れているようでした。管理職の多くは、必ず自分から全員に毎朝挨拶やちょっ

とした雑談をしながら出社しています。日中、庶務の一番下の人であっても例外なく、暇そうにしていれば仕事や職場での出来事について聞いて回っている管理職の姿は今まで日本で参加してきたインターンとは異なり、印象的でした。そのような人たちの下で働くのは基本的にストレスが少なく、働きやすかったです。

-実務的なことについての関心

外交会議や、アカデミーでの講義を通じて、研究者であっても実務的なことについての関心がとても強いように感じました。例えば、多くの代表が外交会議において「この条文で本当に実務家が使ってくれるのだろうか、使いやすいのだろうか」などと具体的な企業や事務所名を交えながら頻繁に問題提起をしていましたし、アカデミーでの仲裁における利益相反の講義では、「イギリスの弁護士に仲裁代理を頼む時は、仲裁人と同じチャンバーのバリスタに依頼しないほうが無難」などといった日本の授業では聞き慣れないコメントがあり、新鮮でした。

-他のインターンについて

他のインターンは大体3~5名いることが多く、外交会議の間はHCCHでインターン経験のある法曹や博士課程の学生などがアシスタントとしてインターンと同じ仕事をしていました。インターンやアシスタントの多くは、本プログラムと異なる厳しい選抜を通り、日本でも名前を聞くようなハーバードなどの有名大学を出た学歴エリートばかりで士気や自己PR力の高い人が多いです。しかし、実際に一緒に仕事をしてみると、法的な議論のレベルは全く引けを取らないことがわかんと思います。私のようにロースクールでは決して真面目でなかった方の学生ですら大丈夫だったので、東大でしっかり勉強すれば、十分以上に伍していけることを確認できるという意味でも有益な機会でした。ただ、やはりネイティブは英語（フランス人ならばフランス語）が上手なので、条約で頻用される表現の意味合いや、検討メモの書き方など吸収できることも多いと感じました。

-語学の比重

英仏語が堪能な人が多いことはすでに述べた通りですが、そのような人たちですら仕事の合間に英仏語や他の言語のオンラインレッスンを継続して受講していることが多いのは驚きました。国際機関、特に国際私法の分野は各国のテキストを読むことが多いため、使える言語が多ければ多いほど仕事にも幅がでるそうです。また、日本のように「読み書き」と「聞いて話す」という二分法ではなく「Passive(読んで聞く)」「Non-passive(書いて話す)」という区分で語学力のレベルを分ける人が多かったことも今後の語学学習に示唆的でした。私自身、特に外国語が上手い職員に積極的に習得方法を聞くなどして、今後のためにまとめたリして帰国後も実践するようにしています。

5. その他の生活

週末は職場の人の家に遊びに行ったり,ロースクールで訪ねてきてくれた人たちを案内したりすることが多かったように思います。パリ,ブリュッセル,アムステルダムにいる他の派遣生とも連絡を取り合い,一緒に観光に出かけるなどをしていました。私は一人暮らし不安のあまりハーグに人を呼びすぎた結果そこまで旅行に行けなかったのですが,他の派遣生は短期なので,集中的に旅行に行く人が多かったように思います。

またハーグには,著名な国際機関が集まっておりそれらに勤務する日本人の方とも知り合う機会が多数ありました。とりわけ ICC の赤根判事には,ICC のイベントに招待していただくなど大変お世話になりました。ランチに招待していただいた際には,他の職員の方を連れてきてくださり,ご自身が東大で学ばれていた時のお話をしていただくなど,お気遣いいただき大変恐縮でした。この場を借りて深くお礼申し上げます。来年度以降も,本プログラムの参加者は是非 ICC に見学に来て欲しいとのことでしたので,来年参加される方もコンタクトを取られると良いと思います。

6. 最後に

最後になりましたが,ハーグでは東京大学 BLC のバックアップにより,個人ではできないような経験を多くさせていただきました。資金面で大きな苦勞をせず,業務に集中して生活をする事ができたのは,援助してくださった企業の方々のおかげです。また,岩村先生,藤田先生,後藤先生,そして BLC の川村様,小嶋様に厚くお礼申し上げます。さらに,ハーグでのインターン業務を全面的にサポートしていただいた Philippe Lortie 氏,João Ribeiro-Bidaoui 氏,Frédéric Breger 氏,Brody Warren 氏をはじめとする HCCH のスタッフの皆様にも厚くお礼申し上げます。その他,上記外交セッションでは政府代表として参加されていた一橋大学の竹下先生,外務省の石川様と伊藤様に大変お世話になりました。本当にありがとうございます。

また,ローレビュー編集委員会の皆様には無理を言って今年からリモートで会議に参加させていただき,ある程度余裕あるスケジュールで海外派遣・ローレビューの両方に参加することができました。同じくローレビュー編集委員経験者で,昨年派遣されていた吉見さんのアドバイスも多方面で役立ちました。ありがとうございました。

大変良いプログラムで,ここに書ききれないことも多々あるので,応募を検討している方や,派遣内定した方は是非気軽にご連絡ください。



上 判決プロジェクトの調印式前に撮影された HCCH の事務局集合写真（平和宮正面玄関前）

下 外国判決承認執行条約の調印後レセプション（平和宮内 ICJ 大法廷横ホール）

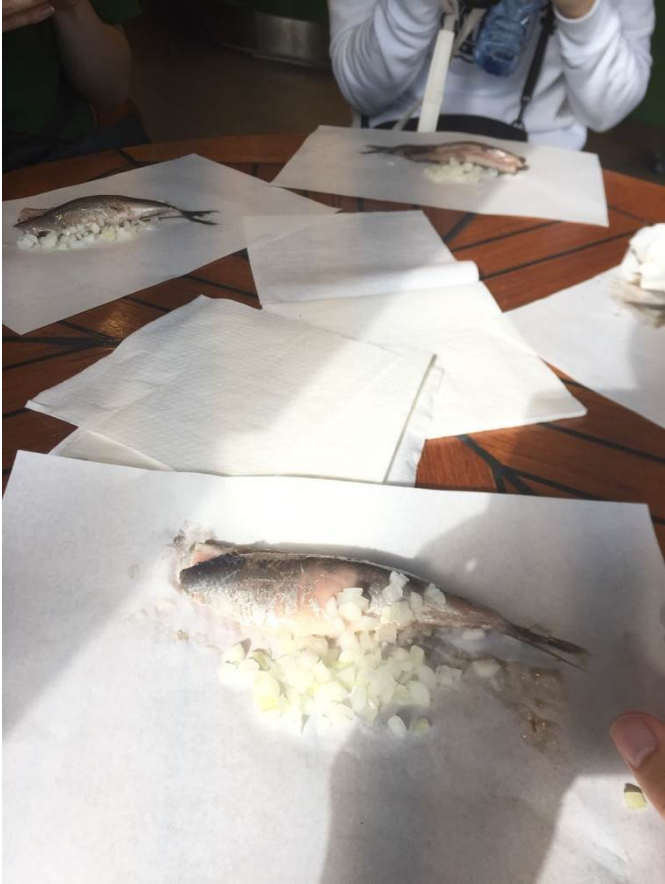




上 国際刑事裁判所のアジア人向けイベント（ICC 庁舎内）

左下 同時期にアムステルダムに派遣されていた朝田さんの同僚がハーグ 在住だったので、朝田さんや、ブリュッセル派遣の真貝さんとともにオランダの夏の伝統食、新ニシンを食べに地元のお店に連れて行ってもらいました。生のまま軽く塩漬けされており、見た目からは想像できないほど美味でした。（スケフェニンゲン海浜公園近く）

右下 夏は夜 9 時を過ぎても明るいので、HCCH 事務局の飲み会もスケフェニンゲンビーチ沿いのお店で開催されることが多いです。（個人的に行った海岸沿いの飲食店、ハーグ 市では保護種に指定された鳥による鳥害が重要な政策課題だそうです。）



KIM&CHANG 法律事務所 堅田 萌恵子

I 概要

- ①氏名：堅田萌恵子
- ②派遣先：KIM&CHANG 法律事務所（韓国・ソウル）
- ③派遣期間：7/13～8/5

II 業務内容

事務所では主に、日本チームに所属する先生から仕事を振られました。そのため、基本的には日本企業をクライアントとする案件に関わるが多かったです。

以下では時間をかけて行った業務や印象に残った業務をいくつか詳述します。

①特許侵害訴訟の損害賠償額算定に関するリサーチ

IP チームの先生から、韓国で行われている特許侵害訴訟において、損害賠償額の算定に関する日本の判例があればそれを論拠として準備書面を提出したいという依頼を受けたため、同テーマに関する日本の判例をリサーチしました。

韓国の裁判では、知的財産分野に限らず、国外の判例・裁判例を論拠として主張を行うことが珍しくないそうです。中でも韓国の法律には日本の法律の影響を強く受けたものがあるため、似たルールを持つ日本で出された判例を論拠として主張をすることが多く、事務所の先生方は日本の判例リサーチにとっても慣れている様子でした。



②労働契約書まわりの検討

日本企業の韓国人従業員が退職するという場面において、退職金の有無や残業代支払いに関する契約書の有効性など、労働契約書まわりを検討する仕事を行いました。

日韓では経済交流が盛んであるため、一方の国籍の労働者が他方の国の企業に従事する例が多い一方で、労働法の規定が日韓では若干異なるために、労働者と企業との間でトラブルが発生するようです。一例として、日本の労働関係法には退職金支払義務の規定はありませんが、韓国の労働関係法には退職金支払義務の規定があります。労働案件のリサーチ業務では、このように日韓の法の違いを知れたことも貴重な経験となりました。

③TNC サービスに関するアメリカの法規制のリサーチ

TNC とは、Transportation Network Companies の略であり、Uber をはじめとするシェア

リングエコノミーサービスを提供する会社を指します。私はこの事業に関連する特定の行為がアメリカにおいて規制されているかを調査する仕事を行いました。

特に面白いと感じたのは、その特定の行為を法律上可能にするために、従来のタクシー事業との比較を踏まえて別のスキームを考えるという作業です。これは新しいサービスに対して、従来のサービスと何が同じで何が違うのか、従来の法のもとではどこまでの行為が可能なのかなど、これまで誰も考えたことのないような問題を考え、そして他の先生方と意見を交わして最善解を見つけていく作業であり、とても新鮮で印象に残った業務となりました。まさに法律の使い方次第で企業の事業活動が無限に広がるような可能性を感じた場面であり、企業法務の魅力を感じた瞬間でした。



Ⅲ レポート

1. 事務所について

KIM&CHANG 法律事務所は 1500 人以上の弁護士と、公認会計士、弁理士、専門スタッフなどからなる韓国で最も規模の大きい法律事務所です。ビルを計 7 つほど所有し、弁護士はおおよそ業務分野ごとに分かれて各ビルに配属されており、私は日本チームが入っているビルの一室を与えてもらいました。

所内の弁護士は韓国資格の弁護士だけでなく、外国資格の弁護士が 100 名以上在籍しています。日本との関係でいえば、所内には日本人の弁護士、公認会計士、パラリーガル、専門スタッフなどがおり、日本企業と日本法が関連する案件を扱う日本チームはおおよそ 100 名以上のメンバーで構成されていて、中国グループに次いで大きい国別グループとなっています。日本チームの先生方は、スタッフを含め日本語を流ちょうに話すことのできる方ばかりですし、日本に留学・出向経験のある先生方も多く、どの方も日本の文化に強い関心を持っていることが印象的でした。ある先生の話では、日本の企業で韓国に進出している会社のうち 90%以上は同事務所のクライアントであるという話も聞くほど、多くの日本案件を扱う企業法務の事務所となっています。

2. 日本の弁護士事務所との違い

日本の企業法務を扱う法律事務所と異なると感じたのは、刑事チームが 100 人以上の規模で存在する点です。私の知る限り、日本の企業法務の大規模事務所には刑事事件を扱うグ

グループはあったとしても小さいものが多いですが、KIM&CHANG には元検察官の弁護士の方や元官庁勤務のスタッフの方から成る巨大グループが存在していました。これは、韓国には企業の不祥事案件をまずは刑事で立件化するという運用があるため、企業法務にも刑事対応が必要とされることが理由であると説明されました。

また、韓国の男性弁護士は兵役を経験した後に事務所に入所しているという点も日本とは異なります。韓国では、司法試験合格者の多くは、法務官という役職で兵役を3年間行うそうで、法務官として検察官と同様の職務経験がある先生が多くいらっしゃいました。

他にも、韓国では民事裁判と刑事裁判の両方で裁判のIT化が進んでいます。加えて所内の資料のペーパーレスも進んでいたため、実際に私のメンターの先生の部屋には紙の資料があまりなく、日本の事務所で見た光景よりも圧倒的に紙媒体が少なかった点が印象的でした。

3. アメリカの学生との交流

同事務所では韓国のロースクール生向けのインターンと、国外の大学生とロースクール生向けのサマー・クラークが用意されています。私はサマー・クラーク生として参加し、同時期には約20名ほどのアメリカの大学生とロースクール生がクラークに参加していました。期間中はクラーク生同士が交流するイベントもあり、ランチを一緒に食べたりすることもありました。

アメリカから来ていた学生のほとんどは韓国系アメリカ人であり、韓国語と英語を話すことができ、中にはもう一言語（例えばフランス語や日本語）を流暢に話すことができるという学生も複数いました。

彼らは語学力の面で優れているだけでなく、大方の学生が法学部以外の学部からロースクールに入学しているため、法学以外にも専門を持っているという強みもあります。



将来国際的に活躍する弁護士になるとすれば、彼らのように学生の時点で複数の言語を操り、複数の専門を持つ者と渡り合えるような能力を身に着ける必要があったと感じました。一時期だけでも彼らと同じ環境で過ごすことができ、悔しい思いをした反面、この交流をきっかけに、自分の語学力を伸ばし、法学にとどまらない広い視野で物事に取り組みたいと強く思いました。

Ⅲ さいごに

そもそも外国に単身で渡り生活をするという経験は初めてでしたので、出発前は不安も期待も同じくらい大きくありました。しかし、終わってみると親切な事務所の先生方や見ず知らずの韓国人の方にたくさん助けられながら、とても充実した一か月を過ごすことができました。

また、派遣先との関係では英語も韓国語も実力に乏しい自分が韓国の事務所で何ができるのだろうかという不安もありました。しかし実際に韓国に着くと、この機会を無駄にしていけないと思い、期間中は旅の恥はかき捨てのモットーで自分から積極的に話しかけ、仕事をふってくださいと先生方にアピールしたことも功を奏してか、様々な分野の業務を経験することができました。事務所の先生方には会食を多く設定していただきましたが、その場で仕事内容について感謝されたこともあり、自分が海外の事務所で少しでも役に立てたという経験が得られて自信に繋がりました。

そして何よりも、今回の派遣を通じて尊敬できる先生方や友人と出会えたことに感謝したいです。

このような貴重な経験の機会を与えてくださった岩村正彦先生、藤田友敬先生、川出敏裕先生、後藤元先生、BLC 川村真理様、研究科長・法学部長室の小疇典子様、派遣先の KIM&CHANG 法律事務所の皆様、ご支援をいただきました AGC 株式会社、住友商事、三菱商事の各企業の皆様にこの場を借りて厚く御礼申し上げます。

Internship Report on Legal Practices in the U.S. at Davis Polk & Wardwell by Haruka Matsuda

I took part in a 4week internship at the New York office of Davis Polk & Wardwell LLP (DPW) from June 24 to July 19, 2019. I received instruction mainly by the lawyers in the Financial Institution Group (FIG).

In this essay, I would like to describe what I learned through the internship such as the latest legal practices and the value and perspective of lawyers in the U.S.



Figure1. The Entrance of DPW

Details of the Internship

Research on FRB Regulations

If banks are planning to relocate their back office in Manhattan, they must submit notifications pursuant to Regulation Y and Regulation K by the Federal Reserve Board (FRB). Nevertheless, financial institutions subject to a system so-called Comprehensive Consolidated Supervision are exempt from some of these notifications when they have submitted certain information in advance.

I investigated into the regulations Y and K to clarify if the client had to submit all notifications. These regulations being hard to interpret in terms of both structures and expressions, I

learned the importance to investigate them from two points of view: to connect the regulations broadly and to analyze each article in detail.

Conference Call on Civil Rehabilitation of a Lending Institution

The US bankruptcy law Chapter11 was applied to a personal lending institution, which means it was necessary to develop a “Chapter11 Plan”. A Chapter11 Plan is a kind of contract between the debtor, creditors and shareholders, and it defines how to invest funds to realize civil rehabilitation or liquidation. In order to put this into practice, permission of the court was necessary, but there was a conflict on the rehabilitation plan between the creditor side and the shareholder side. Therefore, a meeting was held on how to make a plan led by a judge initiative.

The DPW counsel participated in the conference by telephone, and I had an opportunity to listen to the conference call next to her. Although the conference was held just one day after they had decided to apply the Chapter11, the attorneys had already submitted very detailed drafts of the Chapter11 Plan. I was surprised how speedily they went ahead with the procedure and how hard they worked.

Margin Loan Agreement

I took a professional review at a contract of a margin loan agreement case. It was a complicated financing structure collateralized against shares and equity rather than a general mortgage such as real estate.

It combines various agreements like one to set up a syndicated loan and one to open a bank account for a payment, not only a loan agreement or a security agreement, resulting in a very thick contract. In addition, I found the text was very difficult to understand because it included highly technical terms and the sentences were abnormally long, which is why lawyers make a substantial

contribution to corporate legal work as experts.

Research on Strengthening Crypto Regulations

As for so-called Crypto Currency, Financial Action Task Force (FATF) announced the new Interpretive Note and the Guidance in June 2019. As a result, the virtual currency service providers come to be required to strengthen the customer information management system and to submit customer information for a certain range of transactions. The note and the guidance have no compelling power; however, the providers need to deal with them quickly if their countries decide to tighten the regulations.

To meet these demands, the DPW counsel was writing a newsletter. To help her collect the sources, I read many articles on the websites and blogs of law firms in various countries. This experience reminded me that lawyers must catch up with up-to-date topics in order to maintain their value.

Research on Disclosure Regulations on National Bank Issuing Securities

The United States, unlike Japan, adopts the Double Banking System. That is to say, there coexist state banks based on state law and state regulatory and supervision system, and national banks based on national law and the regulatory and supervision system of Office of the Comptroller of the Currency (OCC). In addition, the Securities and Exchange Commission (SEC) has other regulations.

The client in this case was a national bank, and I investigated into the regulations of OCC and SEC to clarify how many years of financial information it must submit when it issues corporate bonds. I found it important not only to interpret the articles just literally but to understand the background, system and related institutions.

People and Environment

About DPW

DPW is one of the biggest law firms with around 1,000 lawyers and 10 offices around the world. It places a great significance on the diversity in the office; a lawyer with a degree in psychology gave a lecture on the diversity in the Overview (see below). A wide variety of Summer Associates participated in the internship: they have diverse races, genders, countries of origin, mother tongues, and religions. Therefore, I spent many comfortable hours in the office and could concentrate on my tasks without feeling alienated nor isolated. The DPW members said, “the diversity is our power”, and I realized that they described the situation perfectly.

The Workstyle

The lawyers have a lot of work and are all always busy. However, they have a helpful remote work system, so they can go home early in the evenings and work at home at nights. I felt that they make more account of spending hours in their own home than lawyers in Japan.

Summer Associates

The DPW New York office employs more than 100 summer associates every year. Many of them are students from prestigious law schools such as Yale, Columbia, Harvard and so on.

DPW holds briefing sessions called the Overviews for summer associates twice or three times a week, where lawyers from various practice groups give a brief explanation of their work and interests. DPW also offers enjoyable events such as musical previews, watching baseball games at Yankee stadium, cooking classes, preview screenings and so on for summer associates. When I took part in such events, I had opportunities to exchange my views with them on the judicial system and the bar exam both in the U.S. and Japan.

Summer Associates are all excellent and hard working. This means that in order to become an internationally competitive lawyer, we have to interact with these very talented young Americans. We have to continue to make efforts in cooperating with them and confronting them when necessary. They continually work hard and also study hard even after passing the bar exam and entering a law firm; they must compete more severely for survival than in Japan and probably more than any other country in the world. Japanese law students must also shoulder the same type of burden as the American counterparts. We must compete at the same level in order to improve our practices in Japan.

Conclusion

I learned two things through this internship. First, the latest legal practices in the U.S. and probably also Japan are highly specialized and include a wide range of interests. Therefore, we cannot be professional if we study superficially as if our purpose were just to pass the bar exam. Second, the lawyers in the U.S. continually try improving the environment in order to increase their performance not to mention the fact that they are diligent in their work. However, in Japan, we have tended to disregard our work environment such as the diversity in our office and the sufficient time in our own home, which are actually essential.

I felt the 4week internship much shorter than it was — when I finished it, I felt as if only three days had passed since I had come to NY —, however, it was a very precious and fruitful experience. Generally, you can't get a chance to make an observation of their work side by side with top lawyers in the U.S., so I was incredibly lucky. I would like to utilize my take-aways above as a hint to help myself become an internationally competitive lawyer.

Acknowledgments

I am deeply grateful to Mr. Jon Gray, Mr. Daniel Newman and Ms. Erika White. Without their guidance and kind support during my internship it would not have been such an invaluable and fruitful experience.

I would also like to thank Prof. Masahiko Iwamura, Prof. Tomotaka Fujita, and Prof. Gen Goto for giving me such a challenging opportunity.

Funding from AGC Inc., Sumitomo Corporation and Mitsubishi Corporation is also gratefully acknowledged.



Figure2. Sheep Meadow, Central Park

McDermott Will & Emery 法律事務所パリ 中村 彰男

I 概要

- ① 氏名：中村彰男
- ② 派遣先：Mcdermott Will&Emery 法律事務所 Paris オフィス
- ③ 派遣期間：2019 年 7 月 1 日～2019 年 7 月 26 日



II 業務内容

1. コーポレートガバナンスについてのプレゼンテーション作成

まず依頼を受けたのは、日本のコーポレートガバナンスに関するケーススタディのスライドの作成です。ある日本企業でコーポレートガバナンス上の問題が生じた事案につき、どのような問題が生じたか、原因は何か、今はどのような対策が取られているか、を英語でスライドにまとめました。

このスライドは、担当パートナーである Jacques 先生が対外的に発表するものであったため、事実関係に誤りが無いようにすることと、事実だけを記載して評価を差し挟まないことが重要なのですが、日本の会社法上の仕組みを英語で表現することが難しかった（指名委員会等設置会社、などといった日本独自の制度にぴったり対応する語が無い）です。多数の英語の文献・記事をリサーチし、直接に依頼をいただいたアソシエイトの先生と話し合いを重ね、何とか妥当な表現（establishment of three committees 等）に落ち着きました。

2. 諸国の対内投資規制についてのプレゼンテーション作成

現在各国は、自国の安全保障や技術流出防止といった観点から、一定の分野（防衛、半導体、電気、水道、放送等）における外国から国内への投資につき許可制・届出制といった障壁を設けています。こちらも Jacques 先生が講演されるプレゼンテーションでして、その

一部のケーススタディーにつき、事実の裏付けのためのリサーチを行いました。投資規制について調査する経験は初めてでしたが、各国が自己の利益を追及し互いに火花を散らしあっている様子が読み取れる法規制でした。その後、本プレゼンテーションの一部について和訳を行いました。

3. ヘルスケア・ライフサイエンスについてのプレゼンテーション作成

ニューヨークオフィスにいらっしゃる日本人のビジネス担当の方と電話にてお話しさせていただき、その際に、事務所が今度日本で行う、欧米中のヘルスケア・ライフサイエンス業界の法律面における近年の動向に関するプレゼンテーションの和訳を依頼されました。

まず、法律事務所にビジネス担当なるチームが存在するというのは驚きでした。そのチームは法律に関するアドバイスを行うこともなければ弁護士もいない、事務所のマーケティング・売上向上を目的としています。日本の事務所では、いかなる市場に進出するか、潜在的なクライアントに対しどのような宣伝を行うかといったことも弁護士が企画・実行することがほとんどかと思えます。しかし、弁護士は営業やマーケティングの専門家ではないうえ、こうしたビジネス関連の活動は本来の職務である法律のアドバイスを行う時間を奪ってしまいかねないことを考えると、事務所にビジネスの担当を設けるというのは非常に合理的に思えます。日本の法律事務所でも、大規模化に伴い今後ビジネス部門の設置が進んでいくような予感がいたします。

こちらについても、英語版のプレゼンテーションは既に作成されており、それを日本語に置換していくという作業でした。各地域の動向を知ることができ大変勉強になりましたし、単なる和訳では済まない、法令名の翻訳（EU データ保護規則、等）の力が向上しました。

4. 日本企業の基礎情報調査

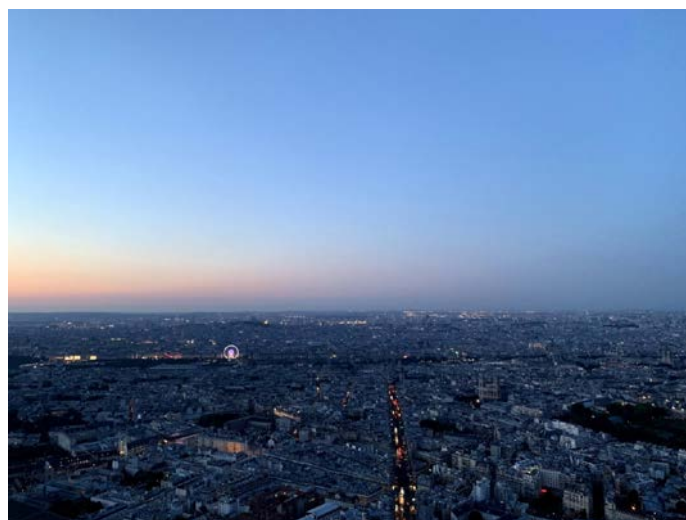
Jacques 先生が最近接点を持った企業の基本的な情報（事業内容、取締役の来歴、**M&A**、当該企業が近年関与した競争法の事件、国際的訴訟の当事者となっているか等）を調査しメモを作成しました。こうした情報をベースに、それぞれの企業の担当者と今後ミーティングをした際に営業活動を行うのだと教えていただきました。「弁護士の営業活動」は事務所を経営している弁護士にとって法的な問題解決能力と並んで極めて重要であるという話は耳にしておりましたが、具体的にどのような行動をとれば良いのかは知らなかったもので、勉強になりました。何となく企業をネットで調べる、当該企業が属する業界について基礎知識を入れておく、というレベルではなく、かなり詳細に企業の情報を収集し、「何か法的な問題を抱えていないか／それに対してどのようなソリューションを提供できるか」を担当者にぶつけてみる、という積極的な営業スタイルは参考になります。

5. 会議への飛び入り参加

日本企業が関与している交渉案件（取締役の解任に際しての和解契約交渉）のビデオ会議

に飛び入りで参加させていただきました。会議は日本人弁護士二名、フランス人弁護士二名で進行し、原則として英語で行われていました（ただし、日本人内での軽い調整が必要になった場合には日本語が話されていました）。全員が会社側の代理人ということで、相手方との今後の交渉の方針が議題であり、概ね穏やかに進行していたように思います。こうした国際的なビデオ会議は、日本の法律事務所を見学した際に「この部屋の設備で海外とビデオ会議ができる」という話を伺ったことしかなかったため、内容・進行ともに興味深かったです。

会議終了後、担当していたフランス人の先生から「日本語で会話がなされていた部分について大まかに何を言っていたか教えてほしい」と言われたので、説明を行いました。



Ⅲ レポート

・語学について

まず、何といっても語学の面について多くの学びを得ました。パリオフィスは基本的にフランス語が飛び交っているのに加えて、英語も使えることが前提となっている環境でした。フランス語は一応第二外国語として5年前に学習していたものの、法律の勉強が始まるとともに記憶の彼方へ行っており、ビジネスには到底至らないレベル（自己紹介、フランス語が僅かに話せる理由の説明、そしてレストランでのワインの注文がやっとのレベル）でしたので、もっとやっておけばよかったという念が常に沸き起こっておりました。とはいえ、ネイティブのフランス語が飛び交う環境に居られた意義は大きく、少しリスニングの能力が向上したように思います。ネイティブのレベルを目指すかはともかく、一定のフランス語の素養は今後も維持・向上していきたいなと思われました。

他方、私に対する業務の説明、依頼などは全て英語で行っていただいたうえ、リサーチの結果等も英語での提出だったため、研修を通じ英語の能力も確実に向上したように思います。また何気ない挨拶、世間話、パリの観光スポットでどこが良いか、といった雑談の機会も多く、日本では得難い経験でした。

・フランスの弁護士就活事情

研修期間中、私以外にも多くのインターンが事務所に来ていました。**Mcdermott** では例年インターンを多く取っており、戦力として活躍しているようです。お昼休憩などに何度か同期のインターン生と話す機会があり、お互いがどのような経緯でインターンに至ったのかなど話しました。私以外のインターンは全員フランス人であり、原則として6か月間のインターンに来ているようです。そして、フランスで弁護士として法律事務所に（いわゆるアソシエイトとして）採用されるためには、複数のインターン経験・実績がなければならず、すなわちアソシエイトになるためには（インターン一回の期間は通常6か月なので）1～3年くらいのインターン期間が必要なようです。インターン期間中は給与が支給されますが、一般にその額はアルバイト程度のもので、物価や家賃の高いパリで暮らしていくことは容易ではないそうです。しかも、必ずしもインターンを経験した事務所に就職できるとは限らないという話も伺いました。

こうした話を聞いていると、「今」何ができるかを問われずポテンシャルで採用する日本の方式はかなり恵まれているような気もしてきます。

・パリでの働き方

これは昨年海外派遣プログラムに参加された方からも伺っており、また私自身予想していたことでもありましたが、やはりパリオフィスはバカンスの文化がありました。3、4週間ほど、南仏、南伊、アルプスといった行楽地に行かれる方が多いようです。8月がバカンスのピークのように（そのため私のインターン期間はヨーロッパの他の都市の事務所に行った同期に比べ早い時期になっています）、私の派遣期間の最終日（7月26日）にはかなり事務所は静かになっていました。**Jacques** 先生も丁度その時期バカンスに行かれており、リサーチの課題がメールで送られてきた（バカンス先でも先生はWi-fiがある限りメールチェックを欠かさないそうです！）のも印象的でした。

・ブリュッセルオフィスへの訪問

研修期間中に一度、ブリュッセルオフィス（こちらでもパリオフィス同様 **Jacques** 先生が所長を務めてらっしゃいます）も見てくると良い、と機会をいただき、訪問させていただきました（パリとブリュッセルは電車で1時間半ほどの距離で非常に近い）。ブリュッセルオフィスは欧州委員会が近い（オフィスの立地的にもかなり近いです）こともあって、競争法に特に強い小規模のオフィスで、パリとはまた異なる雰囲気のある事務所でした。パリオフィスは弁護士が100名を超えているのに対し、ブリュッセルオフィスは十数名にとどまります。そのため、弁護士同士あるいは弁護士とスタッフは全員顔見知りであり、距離が非常に近く感じられました。ブリュッセルオフィスに出勤したのはわずか二日間でしたが、その間も夕方近くに「ちょっとビールでもどうだ」とお声がけいただいたり、奥様が日本人でい

らっしゃる先生のお家に夕食に招いていただいたりして、大変充実しておりました（もちろん二日間の間には仕事もしていました）。ブリュッセルオフィスにはスーツを着用する文化が無いのもこうした距離感を反映してのことかもしれません。こうしたウェットな関係は小規模事務所の特徴なのかな、と思います。研修を通じて、大規模事務所の空気と小規模事務所の空気を比較できたのは非常に良い経験でした。

・仲裁のイベントへの参加

仲裁は、当事者の合意に基づいて仲裁人を選任して仲裁廷を設け、その判断に基づき紛争を解決する ADR（Alternative Dispute Resolution）の一種です。そして、事務所が強みを持つ分野の一つでもあります。今回の期間中仲裁関係の仕事はなかったものの、①仲裁の講演会、②ICC の見学、という二つの仲裁にまつわる機会をいただくことができました。

仲裁の講演会は、Arbitration Academy という団体主催の年に一度の講演に運よく連れて行っていただくことができました。今年はスイスの Fribourg 大学の Pierre Tercier 教授による、「Arbitration and Access to Justice」と題する講演を拝受することができました。講演の内容は、仲裁実務家を対象とするかなりチャレンジングな内容で、英語で行われたため全てを吸収しきることはできませんでしたが、「仲裁廷が裁判所と異なり『正義』の場ではないからといって、（仲裁は仲裁人・代理人への支払いがかなりの高額になることが多い）お金が払えない者が仲裁を利用する道を閉ざしてしまっているのか」というテーマでした。講演会場はパリの社交クラブのような華麗な場で、ジャケット・ネクタイ着用、というかなりフォーマルなものでした。講演会後には Cocktail（立食で、ワイン・シャンパン・軽食などをいただきつつ、参加者同士懇親を図る場）もあり、ヨーロッパの社交を垣間見ることができたのはとても良い経験でした。

また、別の日には ICC（International Chamber of Commerce）というパリにある仲裁機関を訪れることもできました。そこでは ICC についての講義を受けることができました。現在 167 件ほどの案件が継続していること、仲裁人の選任を AI が行う研究が存在すること、ICC は仲裁機関でありながら調停も行っていること、アフリカの事案が今後増えそうであることなど、世界有数の仲裁機関の現状について伺うことができました。

以上のように、この度の研修では「法律実務の現場を見ることができた」「フランスの法律実務を見ることができた」という二重の意味で大変貴重な経験をさせていただくことができました。プログラムの実現にご尽力した下さった先生方、そして事務局の方々に厚くお礼申し上げます。

McDermott Will & Emery 法律事務所ブリュッセル 真貝 淳一

I 概要

- ①氏名：真貝淳一
- ②派遣先：McDermott Will & Emery Belgium LLP
- ③派遣期間：7月8日～8月2日

II 業務内容

主に、パリオフィスから週に一度程度ブリュッセルオフィスにいらっしゃる Jacques 先生から、ブリュッセルオフィスの先生方に降りてきた仕事を行いました。

1. EU 競争法に関するこの一年の出来事についてのリサーチ・パワポ作成

2018 年から 2019 年の間に EU 競争法に関して起きた出来事について、重要と思われるものについて(20~25 個程度)リサーチをして、パワーポイントとワードにまとめました。

これが研修期間の間で一番大きかった仕事です。

日本から EU 競争法に関する教科書を持って行ったのが功を奏し、とても貴重な経験することが出来ました。

2. 南アフリカの solicitor との電話会議/南アフリカの barrister についてのリサーチ

これは隣の席のスペイン人の方から一緒にやると頼まれたお仕事です。

南アフリカは solicitor と barrister を用いたような裁判制度になっているそうなのですが、そのうち solicitor として雇っている人との電話会議に出席させていただきました。電話会議は実際に会話しているのと比べて数倍聞き取りづらく、南アフリカアクセントもあいまって、言っていることがあまりわかることが出来ず、無力感を感じました。

とはいえ仕方ないなと思っていたら、隣のスペイン人の方が barrister を雇おうとしているからこのリストに載っている barrister の経歴や経験について調べるのを手伝ってくれと言ってくれたので、手伝いました。

具体的には、1 時間半の時間を区切り、4 人の経歴・競争法についての経験・その他情報について調べました。

スペイン人の方が見つけることが出来なかった有用な情報を一つだけ見つけることが出来、その点よかったなと思いました。

3. AI と competition law の関係を論じた論文についてのリサーチ

これも隣の席のスペイン人の方から一緒にやると頼まれたお仕事です。

スペイン人の方が、明日からバカンスに行ってしまうから、そのバカンス中に読むことが出来る論文を一緒に探してくれないか、と言ってくれたので手伝いました。

ここ二年で出ていた 10 数本程度の論文を見つけ、pdf ファイルをスペイン人の方に送り

ました。

4. とある日本企業（化粧品会社）についてのリサーチ

ある先生が日本の化粧品会社について調べてほしいと依頼してきたため、パリオフィスの子と分担してリサーチをしてレポートをまとめました。

僕は主に競争法の観点からのレポート作成を担当しました。

5. 日本向けセミナーの和訳その 1

事務所のニューヨークオフィスに勤めていらっしゃる日本人の方から、ちょうど 7 月下旬に日本で行われるセミナーで用いる PowerPoint 資料の和訳を依頼されました。しかし自分は他の仕事が忙しく、ちょうど余裕のあったパリオフィスの子に対応してもらいました。

6. とあるフランス企業（電線ケーブルメーカー）についてのリサーチ・メール作成

ニュース記事を踏まえ、とあるフランス企業についてリサーチしてほしい、と依頼されました。しかしやはり自分は annual report の仕事が忙しく、一方でちょうど余裕のあったパリオフィスの子に対応してもらいました。

7. パリオフィスの見学

exchange という形で、パリオフィスを見学させていただきました。（実際にパリオフィスで仕事をしていました。）

ブリュッセルオフィスは、所属弁護士がほぼ全員競争法ロイヤーであるうえ、人数も 1 桁程度の小規模事務所でしたが、パリオフィスはコーポレートファイナンスなど様々な専門分野を持った 70 人程度の弁護士が所属する大規模な事務所であったため、両者の雰囲気の違いを感じることが出来ました。僕がお借りした部屋は労働法チームのど真ん中に位置しており、短い間でしたが多少パリオフィスの弁護士の方とも仲良くなることが出来ました。

8. 日本向けセミナーの和訳その 2

日本で 8 月に行われるカンファレンスで用いるパワーポイント資料の和訳を事務所のパリオフィスに勤めていらっしゃる弁護士の方からパリオフィスの子が依頼されました。主にパリオフィスの子に対応しましたが、僕はパリオフィスの子がやってくれた和訳が正しいかのチェックを担当しました。

9. 日本の独禁法についてのリサーチ・メール作成

日本の独禁法上の質問に対する回答を依頼されたため、リサーチするとともにメールにまとめて返信しました。

とある先生から「それは本当に合っているのですか？」と反論された時に再反論のメールを書いたのが、特に良い経験になりました。

また、実際に僕が作成した回答がクライアントに提出する資料に載り、とても達成感を得させていただくことが出来ました。

10. 資料の黒塗り

先生がやらなければいけないとある資料の黒塗りの一部を請け負いました。

11. そのほか日本企業についてのリサーチ

ジャック先生から依頼があった複数の日本企業についてリサーチをしてまとめました。

12. 資料の整理

先生がやらなければいけない資料の整理の一部を請け負いました。

13. ある欧州委員会の罰金賦課に対して General Court で判決が出ているかについてのリサーチ

ジャック先生から依頼され、一定の情報をまとめました。

以上、様々な業務を行いました。特に最後の一週間は、業務を通じて事務所に特に貢献しているなど感じる事が出来、とても良い経験となりました。

III レポート

1. 事務所について

ブリュッセルオフィスは、スタッフも含めて 10 人程度のアットホームなオフィスです。2、3 名の先生方が他のオフィスから週 1～月 1 程度のペースでブリュッセルオフィスに来ます。それぞれの弁護士の方々の国籍は様々で、日本人の先生も一人いらっしゃり、奥様が日本人で日本語が話せる先生や、そのほかの先生方も含めまして、様々なバックグラウンドの方がおりました。クライアントに日本企業が多いことも相まって、日本に訪問したことがある方が多い事務所でした。

一方でパリオフィスにも、日本でホームステイをしており、また働いていた経験があつて日本語が流暢な先生・また日本語を勉強したことがある秘書さんがいらっしゃいました。

ニューヨークオフィスにも、日本人で働かれていらっしゃるビジネススペシャリストの方がおり、一回国際電話であいさつさせていただいた後、仕事を請け負いました。

McDermott は日本にオフィスを持っていませんが、ジャック先生が日本企業のクライアントを多く持っていたため、日本の法令・判例についてリサーチすることも多いようです。日本政府や省庁のプレスリリースや日本の法令・判例は、日本語でしか読めないものも多いため、日本語が読めてその内容を英語で表現できるということが特に価値を持つ事務所だと思います。

また、日本の法律事務所と比べ、弁護士の方々以外の人々がそれぞれの特技を生かして仕事をしていらっしゃる事が多く、これが海外のスタンダードなのかと驚きました。たとえば、ビジネススペシャリスト（事務所の営業などビジネスに関する点の専門家）の方でいたり、オフィスマネジメントのみを担当する方などがいらっしゃいました。

日本の事務所のインターンでは、予め用意されたインターン生向けの課題を行ったり、先生方が少し前に携わった案件を見せていただくことが多いですが、McDermott のインターンでは、実際に動いている案件に関する仕事を任されました。仕事の成果は、上司の先生に大きく直されることも多く、とても勉強になりました。また実際に自分の作った資料を上司

が修正なしに用いることも多く、とてもやりがいを感じました。

外資系事務所ならではの点もありました。パリオフィスやアメリカの各オフィスとは、メールや電話で連絡を取り合いました。先生方や秘書の方も頻繁に他のオフィスと電話でやり取りし、フランス語も度々聞こえてきました。インターン初日の研修は、イギリスオフィスと様々なオフィスをつないで行うもので、僕もブリュッセルオフィスの自分の席から参加しました。このように他国のオフィスと連絡を取り、必要に応じて他県に行くような感覚で他国のオフィスに行くというのは、時差もわずかで、ほとんどの国がパスポートなしに行き来できるヨーロッパならではのことで、新鮮に感じました。

2. 言語

オフィスではフランス語話者同士ではフランス語を話していたものの、フランス語が話せない方もいらっしゃるため、基本的には英語が使われていました。パリオフィスでは基本的にはフランス語で会話をしており、こちらがフランス語がそこまでわからないとわかると英語で話してくれるといった様子で、同じフランス語が公用語の国でもだいぶ異なると感じました。

ブリュッセルオフィスにいる方は、母語が英語でない方も皆さんネイティブレベルの英語を用いていました。そもそも、英語だけでなく数か国語話することが出来ることが普通、というようなオフィスでして、とても驚きました。

3. 働き方

ブリュッセルオフィスの方々の働き方は、フレキシブルの一言に尽きます。ほとんどの人は好きな時間に来て、好きな時間に帰ります。

また、気が向いた時には自分の家で一日ずっと仕事をなさる方もいらっしゃいました。例えば、家の引っ越しの予定を平日に入れて、引っ越しの間は全くオフィスに来ず家で仕事をなさっていらっしゃった方がいましたし、直属の上司が今日は来ないなと思っていたら一日が終わってしまった日もありました（メールは上司の自宅から送られてきました）。

一方でパリオフィスの方々も、働き方がフレキシブルな点は共通していました。

パリオフィスの方がブリュッセルオフィスよりもやや自由度は低く、より忙しそうで、日本の弁護士事務所に近い働き方をしているように感じました。

IV. さいごに

一人暮らしをした経験は今までなく、出発前には不安に思うところもありました。しかし、今回ヨーロッパでインターンをする機会をいただき、大変貴重な経験をさせていただきました。

このような貴重な経験の機会を与えてくださった、岩村正彦先生、藤田友敬先生、後藤元先生、BLC 川村真理様、小疇典子様、法学政治学研究科事務の方々、McDermott 法律事務所の皆様、ご支援をいただきました企業の皆さまにこの場を借りて御礼申し上げます。本当にありがとうございました。







NautaDutilh 法律事務所 アムステルダム 朝田 百合子

I 概要

派遣先：NautaDutilh 法律事務所（アムステルダム）

派遣期間：2019 年 7 月 8 日～同年 8 月 2 日

II 業務内容

私は競争法分野に関心がある旨を事前に事務所に伝えていたため、インターン期間中は競争法グループの 3 人部屋にデスクをいただきました。競争法グループはパートナー 1 人、アソシエイト 3 人、私を含めたインターン生 2 人の小規模なグループでしたが、その分アットホームな雰囲気、グループ内でのコミュニケーションも活発に行われていました。

以下、業務内容を詳述します。

1 Weekly knowhow update の作成

競争法グループでは毎週月曜日、その前の週に出た競争法関連の重要な決定や判決を knowhow update として共有しており、私も数週にわたってその作成に携わりました。具体的には、欧州委員会、欧州司法裁判所、高等裁判所及びオランダ消費者保護・市場監督局の決定等についてリサーチし、重要なものを要約してメモにまとめました。

2 事務所の競争法グループが扱った案件に関する英文記事のリサーチ

競争法グループが過去に扱った案件のクライアント用公開リストをアップデートするに際して、グローバルな案件については英文記事が公開されていないかをリサーチし、リスト化してメモを作成しました。

3 英文契約書のモデル作り

過去に個別の案件のために作成された複数の契約書を修正し、空欄部分に該当事項を記載すれば契約書が簡単に作成できるよう、契約書のモデルを作成しました。

4 グループ内でのプレゼンテーションの準備

競争法グループでは毎週水曜日、その週の担当者が最近の重要な競争法関連事件を取り上げて発表する case law lunch と呼ばれるイベントがあり、私も自分の担当週に日本と EU の競争法の比較や日本での国家補助（State aid）規制の動きについてプレゼンテーションをしました。日本と EU の競争法の比較は大学院 2 年次に参加したサマースクールのテーマとも重なっていたので基礎知識はあったのですが、EU 法にない日本法特有の概念を英語でどう説明するかは悩みました。また一方で国家補助規制は馴染みのない論点でしたが、日本でも EU 法の規制にみられる考え方を日本法に応用できないか議論されていることがわかり、リサーチを通して日本法の理解を深めることができました。

5 国際仲裁案件の Arbitrability に関するリサーチ

私は競争法以外にも国際仲裁分野に興味があったところ、プログラムをご担当いただいた Teun 先生のご配慮で仲裁グループの先生方を紹介していただき、国際仲裁案件に触れる機会をいただきました。具体的には、国家間投資協定に関して、仲裁判断が当事者以外の第三国の法的利益に影響する場合の仲裁可能性 (Arbitrability) についてリサーチを行い、メモを作成しました。

6 ハーグ国際刑事裁判所のイベントへの参加

オランダ滞在期間中、ハーグの国際刑事裁判所 (ICC) において The Second Asia-Pacific Forum of the Hague というアジア地域の学生や若手の法曹を対象としたセミナーが開催されたため、他 2 人の派遣生と共に参加しました。同セミナーはアジアの若者の ICC への関心を高めるために中国の機関と ICC が共同して昨年度から開催しているものです。今年度は、国際刑事事件において被害者を特定することの難しさや裁判での被害者保護の必要性といったテーマについて議論されました。

また、セミナーの翌日には ICC 判事を務める赤根智子さんに昼食に招待していただき、判事に就任するまでの経緯や、国際機関で働く上での苦労など大変興味深いお話を伺うことができました。赤根判事は国際機関で働く日本人として自身の経験を若い人達にぜひ伝えていきたいとおっしゃっていましたので、来年度以降の派遣生の方も機会があれば積極的にハーグに足を運び、赤根判事のお話を伺いに行つて欲しいと思います。

7 ユトレヒト大学サマースクールへの参加

オランダのロースクールに興味がある旨を Teun 先生にお伝えしたところ、昨年度の派遣生の方と同様に、NautaDutilh 法律事務所ファイナンスグループの Valentina Caria 先生が講師を務めるユトレヒト大学のサマースクールに参加する機会をいただきました。授業のテーマは金融機関と倫理規範でしたが、個人情報管理等だけでなく、環境に配慮した企業への融資や Green Bonds (環境問題の解決に資する事業に用途を限定して資金調達する債券) についても話し合われ、オランダを含めた EU の環境保護への意識の高さを実感しました。

私の他には欧米やアフリカなど様々な国から 10 人程の学生が参加しており、皆異なるバックグラウンドを持っていた点も興味深かったです。

8 ロッテルダムオフィスの訪問

NautaDutilh 法律事務所はオランダ国内にはアムステルダムその他ロッテルダムにもオフィスを有しており、Teun 先生の紹介を通じてロッテルダムオフィスの仲裁グループに所属する Marit Vink 先生を訪問する機会をいただきました。Marit 先生は日本の難民支援協会で半年ほどインターンシップをした経験があり、現在も事務所の援助を受けて週に 1 回程度日本語のレッスンに通っているそうです。将来は日本で働くことも検討されているようで、幅広い視点で自身のキャリア形成を考える姿勢は大変印象的でした。

9 裁判傍聴

オランダの裁判を見てみたいとの希望があったものの、事務所の先生方に同行して裁判所に行く機会がなかったため、事務所に一番近い地方裁判所（自転車で 5 分程の距離にあります。）に一人で出向き、刑事裁判を傍聴しました。裁判自体はオランダ語で行われるため内容はわからなかったのですが、日本と比べてモダンな裁判所の建物や、裁判官や検察官が全員女性という日本では珍しい法廷の様子を見ることができた点は有意義でした。

Ⅲ レポート

1 事務所について

NautaDutilh 法律事務所はオランダで 2 番目に大きい法律事務所であり、オランダ国内ではアムステルダムとロッテルダム、国外にはブリュッセル、ルクセンブルク、ロンドン、ニューヨークにオフィスを持っています。派遣先のアムステルダムオフィスは中でも最大規模のもので、11 階建てのビルの全フロアがオフィスとなっていました。

所内の雰囲気について日本と違うと感じたことは、弁護士同士のコミュニケーションがより活発であるという点です。まず事務所全体では、毎週木曜日の 17 時半からは所内のバーでドリンクパーティーが行われるなど、弁護士同士の交流の機会が頻繁に設けられています。また私の所属した競争法グループでは、ランチは毎日グループで一緒にとることになっていました。もっともこのような集まりは参加が強制されたり断り辛いというものでは一切なく、各人に参加不参加の決定が自由に委ねられている点は個人主義的だと感じました。

2 現地インターン生について

NautaDutilh 法律事務所は 1 年を通してインターン生を受け入れており、私のインターン期間中にも 20 人程の現地インターン生が働いていました。彼らのインターン期間は 2 ヶ月間で、1 ヶ月ずつ異なるプラクティスグループないしオフィスを経験する仕組みになっています。毎日 14 時半から 15 時まではインターン生同士がコーヒーを飲みながら交流する時間が設けられており、私も参加してオランダの教育制度や就職活動等について興味深い話をたくさん聞くことができました。

例えば、オランダには司法試験に相当する試験がなく、ロースクールでの教育は分野ごとの専門化が進んでいます。そのため、インターン生でも事務所から即戦力として期待され、ジュニアアソシエイトと同じように翻訳やリサーチなどの仕事を与えられるようです。また学生にとってもインターン経験は就職活動のために不可欠であり、インターン最終日に事務所から渡される評価シートが就職活動に大きく影響するのだという話も聞きました。

何人かのインターン生とは仲良くなり、オフィス外でも一緒にご飯を食べたり、街を案内してもらうこともありました。自分が唯一の外国人であるという状況でのインターンについて初めの内は緊張もありましたが、気軽に話すことのできる友達ができただことは大変心強かったです。

3 語学について

オランダ人は英語が堪能であるということは日本でも耳にしたことがありましたが、実際に現地に行ってみると皆想像以上に英語が流暢で衝撃を受けました。オフィスの中では英語での電話会議が頻繁に行われ、私の同席するグループミーティングではオランダ語とあまり変わらないスピード感で話し合いが進められていました。インターン生に聞いた話によると、オランダでは幼少期からテレビ番組などで英語に触れる機会が多く、教育としても小学校からスピーキングを含めた高度な英語力が求められるそうです。この点については、日本も学ぶ点が大きいと感じました。

私自身は日常のコミュニケーションにはあまり問題がなかったものの、グループ内プレゼンテーションの場面などでは言葉に詰まることもあり、大変悔しい思いをしました。今後自信をもって仕事で英語を使うためには、英語を使う機会を意識的に増やす必要があると痛感しました。

オランダでは就職活動の際に英語力を証明する書類の提出等はなく、英語が使えることは当然の前提とみなされているようです。特に同世代のインターン生が高いレベルで英語を話す姿を目の当たりにしたことは、今後の英語学習に向けた大きな刺激となりました。

IV おわりに

本プログラムでは NautaDutilh 法律事務所の先生方やインターン生をはじめとして多くの素晴らしい出会いに恵まれ、大変充実した 1 ヶ月を過ごすことができました。

ご支援頂きました企業関係者の皆様、東京大学の岩村前研究科長、藤田教授、川出教授、後藤教授、小疇様、NautaDutilh 法律事務所の Teun Struycken 先生及び競争法グループの先生方はこの場をお借りして厚く御礼申し上げます。誠にありがとうございました。



法律漬けのウィーン 23 日間

UNCITRAL 客員研究員報告レポート 横山怜太郎

令和元年 9 月 21 日-10 月 13 日

目次

I. はじめに

II. UNCITRAL とは

III. 客員研究員としての活動

- (1) 証券法統一についての研究
- (2) 第二作業部会とシンポジウムの傍聴
- (3) 第一作業部会の傍聴
- (4) その他の活動

IV. 国連インターン生の世界

- (1) 現状 — 「2 つの不均衡」と外国語能力による階層化
- (2) インターン生のなかの私 — 中国人との交流
- (3) インターン生たちを見て — 積極的かつ戦略的に国際経験を積むべし

V. UNCITRAL での経験から学んだこと

VI. 謝辞

I. はじめに

9 月 21 日から 10 月 13 日まで、私はウィーンにある UNCITRAL（国連貿易法委員会、アンシトラル）に客員研究員として派遣された。この 23 日間で、私は物の見方や将来の展望が大きく変わるほどの衝撃を受けた。以下、私が客員研究員として行った活動や、国連で見聞きし生活したインターン生の世界、そしてそこから学んだことについて報告する。

II. UNCITRAL とは

UNCITRAL は、国際通商における法的障害の軽減除去、国際取引に関する各国法の現代化および統一を目的とする国連総会直属の機関である。1966 年の創立以来、国際通商の各方面にわたり、条約・モデル法（推奨される立法のこと。各国がこれに応じて同内容の国内法を制定することにより、初めて法的効果が発生する。）・モデル条項（推奨される契約のひな形）、さらに立法ガイド・実務ガイドといった多様な形式の法統一文書を作成してきた。また、UNCITRAL は、こうした法統一文書がより広く採択され、あるいは参照されるよう、周知広報活動も行っている。



ウィーンはハプスブルグ帝国以来の歴史ある街である

UNCITRAL は国連総会で選出された 60 の国から構成され、日本は創立以来構成国の地位を維持している（構成国数は順次拡大しており、現在日本がこれを 72 まで拡大することを提案している。）。毎年一度の委員会では UNCITRAL の取り組むべき課題が決定され、ほぼ半年ごとにウィーンとニューヨークで交互に開催される個々の作業部会において、実質的な審議が行われる。作業部会が決定した法統一文書草案が委員会においても採択されると、いよいよその文書は UNCITRAL の法統一文書として正式に成立することになる。

主要な活動領域と、それぞれの代表的な業績は以下のとおりである。

	活動領域	代表的な業績
1	国際売買	国際物品売買契約に関する国際連合条約 (1980)
2	仲裁・調停並びにその承認・執行	UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法 (1985)
3	国際決済及び証券法	UNCITRAL 電子的譲渡可能記録モデル法 (2017)
4	電子商取引	UNCITRAL 電子商取引モデル法 (1996)
5	倒産法	倒産法立法ガイド (2004)
6	特に発展途上国で生じている現代的課題	UNCITRAL 政府調達モデル法 (2011)

III. 客員研究員としての活動

(1) 証券法統一についての研究

私が UNCITRAL で行った活動のうち最も力を入れたのは、証券法統一についての研究である。

(a) 為替手形及び約束手形に関し統一法を制定する条約、為替手形及び約束手形に関

し法律のある抵触を解決するための条約 (1930, 国際連盟) (ジュネーブ条約)

文献: ジュネーブ国際会議準備資料 (国際連盟専門家委員会による条約草案及び各国政府意見) (C.234.M.83.1929.II.[C.I.L.C.I.])

私は UNCITRAL 法律図書館でこの準備資料を偶然見つけ、その歴史的価値の大きさから、今回の滞在のテーマを手形法の研究とすることをその場で決心した。まず私は、準備資料を中心に補足の文献を用いながら、ジュネーブ国際会議における草案推敲の過程を再構成することを試みた。



ウィーンにおける国連の拠点、ウィーン国際センター

驚くべきことに、白地手形にかんする明文の規定である統一条約 10 条は、草案に含まれていないばかりか事前の政府意見においても活発に議論されておらず、会議の場で初めて

追加されたものであることがわかった。白地手形概念は手形法の構造そのものにかかわる重要な意義を持つが、会議の過程では理論的な側面からの網羅的な検討はなく、むしろ白地手形にかんする規定を設ける実際上の必要性が強調されたことにより規定の新設が実現されたこともわかった。

これとは対照的に、手形から生じる利息に関する草案規定については、各国政府や他の国際機関による理論的な示唆を伴う反対意見が会議前から活発に表明されていた。しかし、それらは顧みられることなく、草案がそのまま採択されていた。

こうした例を見ると、法統一の現場でいかに理論的な議論が忌避され、他方実際上の必要性がいかに有力なものであるかがよくわかった。

(b) 国際為替手形及び国際約束手形に関する国際連合条約 (1988)

文献: 国際為替手形及び国際約束手形に関する国際連合条約草案注釈 (A/CN.9/213)

ジュネーブ条約について勉強した後、私は手形法統一を次の段階に推し進めた条約である国際為替手形及び国連国際約束手形に関する国際連合条約の勉強に取り掛かった。

この条約は、細部で違いはあれ、コモンローの手形法に相当程度依拠している。目次だけを見ても、それが日本を含む大陸法系の手形法とは異なるものであることが一目瞭然である。そこで、その内容を理解するため、私はコモンローの手形法も勉強した。

この条約は、「国際為替手形」、「国際約束手形」という新たな証券を創設し、その証券上の権利義務について定める体裁をとる。しかし、その現実の機能は既存の為替手形および約束手形とほとんど変わらない上、両者を分ける基準となる「国際性」は、

もっぱら証券上の文言によって決まる。私の理解では、これは事実上、(1) 2 つの手形法が二重に効力を有する、(2) そのうちの 1 つは国際的に統一されたものであり、もう 1 つは必ずしも国際的に統一されていないものである、(3) 個々の手形にどちらの法を適用するかは当事者の意思によって決定できる、ということの意味する。

このような法のあり方が、国際取引を円滑に発展させる上で真に適切なものであるか、私にはわからない。1 つの事項に関して相互に抵触する内容の法がともに効力を有することとするという立法技術の経済的な効果については、踏み込んだ研究の必要があると感じた。



きらびやかなウィーンの街角で、花屋が煌々と明かりを灯していた

(c) UNCITRAL における今後の証券法統一

文献: UNCITRAL 第 52 会期活動報告 (A/74/17); UNCITRAL の今後の取り組みに関する中華人民共和国の提案: 鉄道運送状が有価証券でないことに起因する問題の解決 (A/CN.9/998 Annex)

ある JPO (junior professional officer) が、私が手形法を勉強しているということを聞いて、証券法統一に向けた UNCITRAL の今後の展望について話を聞かせてくれた。話を聞いていて特に興味を感じたのが、鉄道運送に特化した新しい証券を創設し

ようという中国の提案であった。

中国では、一帯一路政策のもとで鉄道貨物輸送が急速に国際化するのに伴って、鉄道運送状を証券に昇格させたいという実務上の気運が盛り上がっている。そして、その中国が自国にとって望ましい立法を各国に売り込む場として利用しようとしているのが、UNCITRAL である。そこでは、中立的な立場からあるべき立法を主体的に追究するという国際機関の姿はない。国際機関で議論が始まる時には、その分野ですでに強い影響力を持ち、議論を牽引するような存在がすでにあり、国際機関はその者による覇権拡大に向けた活動の場を提供しているにすぎないのである。

これは、実務上の要請が立法を先導すること、国際機関は創造者ではなく調整役であるということを示す恰好の例であろう。

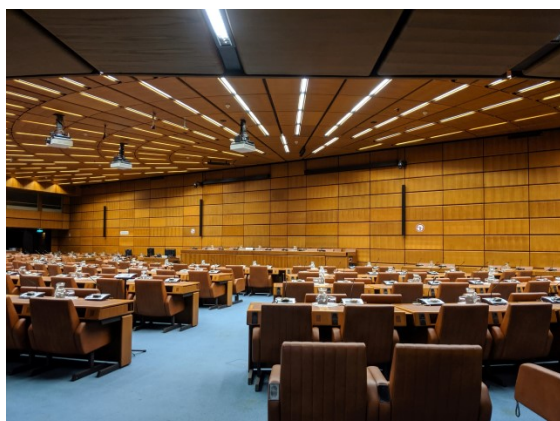
(2) 第二作業部会とシンポジウムの傍聴

私は9月23日から9月26日まで行われた第二作業部会と、9月24日に行われた仲裁・調停の推進に関するシンポジウムに出席し、これを傍聴した。

第二作業部会のテーマは、簡易な手続きにより迅速かつ安価に仲裁判断を提供することを特徴とする「簡易仲裁」であった。しかし、簡易仲裁は、すでに主要な国際仲裁機関で実務の積み重ねがあり、そうした国際仲裁機関がオブザーバーとして行う発言が作業部会の方向性をかなりの程度決定づけているように感じた。また、日本の国際仲裁機関は、残念ながらそのなかには含まれてはいなかった。

(3) 第一作業部会の傍聴

私は10月7日から10月11日まで行われた第一作業部会に出席し、これを傍聴した。



6ヶ国語が同時に行き交う

第一作業部会のテーマは、零細・中小企業の経済活動に適した組織のルール設計であった。ABA（アメリカ法曹協会）、日本、アメリカ合衆国、クロアチアの各代表者による発言ははっとさせられるものがあったが、そうした発言に対する会場の反応は期待に反して芳しくなかった。結局、議事は総じて日本の会社法を学んだ立場からすれば常識的な内容に終止し、用語の定義や法律構成を詰めないために議論が混乱していると感じることもあった。

た。

(4) その他の活動

- (a) 国際商事仲裁についての最近の議論状況を確認
- (b) UNCITRAL 有限責任組織（UNLLO。第一作業部会において審議中の立法ガイドが規定する零細・中小企業向けの簡易な法人格。）および有限責任組合について学習
- (c) もう一人の客員研究員と議論して架空のモデル法を立案

IV. 国連インターン生の世界

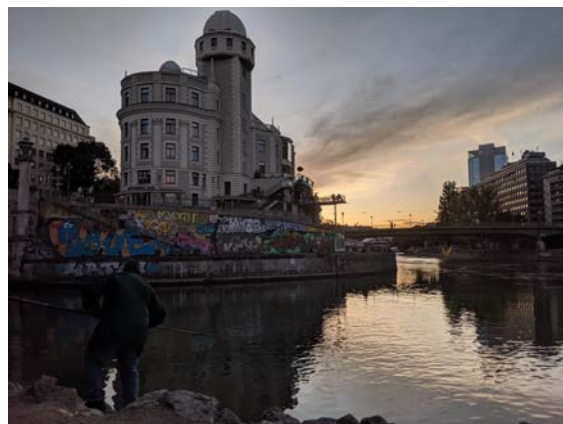
(1) 現状 — 「2つの不均衡」と外国語能力による階層化

(a) 2つの不均衡

国連インターンには、出身地域の不均衡と男女比の不均衡という2つの問題がある。

たとえば、私が在籍していた UNCITRAL では、私の他に5名のインターン生と1名の客員研究員がいた。このうち、中国人が2名いた他は全員がヨーロッパとオーストラリア出身であった。また、男性は1名だけであり、他はすべて女性であった。ウィーン国際センター内の UNCITRAL 以外の国際機関においても、この状況は概ね同じである。また、滞在中、アメリカ出身のインターン生と一度も会わなかったことは、同国の政治的な影響力に照らして奇異に感じた。

誤解を恐れずに言えば、国連における勢力布置は、ヨーロッパ出身の女性に偏っている。



ドナウ運河の日が暮れる。釣り人が鯉を釣り上げた。

(b) 外国語能力による階層化

多くのインターン生が英語以外にも外国語を話し、中でもフランス語を話す者が多い。好むと好まざるとにかかわらず、どの言語をどの程度話すが、国連内部での社会的地位を決定づける。

(2) インターン生のなかの私 — 中国人との交流

私は英語以外にはヨーロッパの言語を話すことはできない。そのため、ヨーロッパ出身者とのコミュニケーションでは、苦勞することが多かった。フランス語かドイツ語はできないのかと聞かれ、できないと答えて首を傾げられたこともあった。ランチをともしても、どこか疎外感を感じるものがしばしばあった。特に、3人で会話をしていて、私がある発言をしたところ、「何を言っているのかわからない」とピシヤリと言われたきり食事が終わるまで一人だけ会話に入れてくれなかったことは、最も忘れがたい一幕であった。

しかし他方で、私は中国語を一定程度話すことができ、それに加えて、高校時代以来の自習により、四書五経をはじめとする中国古典文学に通じているという強みがあった。そのため、中国出身のインターン生からは興味を持ってもらえることが多く、彼らのコミュニティには温かく迎え入れてもらえた。言語は多少不十分なところがあっても、文学や歴史、最近の国内時事などの知識があるため、話題に事欠くことがなく、私にとって彼らはとても付き合いやすかった。また、現代中国語と英語で会話し、古典中国語で別れの挨拶を書くといった多彩な言語生活も、奇妙であると同時に本当に楽しかった。しかも、これはよく考えれば、多くの言語が行き交うウィーン国際センターの中だからこそ、お互いに恥ずかしがらずにできたことであろう。3週間という短い時間ではあったが、彼らと過ごした時間は、得難い至福の時間であった。

(3) インターン生たちを見て — 積極的かつ戦略的に国際経験を積むべし



ウィーン国際センター正面で

ほぼすべてのインターン生が二十代前半である。インターンは最短でも2ヶ月であり、1年に及ぶことも珍しくない。さらに、彼らの多くがすでに他で国際経験を積んでいるか、そうでなくても今後そのような予定がある。国連機関以外で行う国際経験としては、さらに他の国連機関で改めてインターンを行うことや、多国籍企業に舞台を移してインターンを行うこと、各地で開催される模擬仲裁廷に参加することなどがあり、各人各様という印象である。いずれにしても、こうして着実に国際経験を積み重ねることにより、彼

らは自分の存在とその優秀さを若いうちから世界にアピールしているのである。それはまるで、国際社会におけるキャリアの梯子を戦略を立てて登っていくようである。日本の法学生が二十代前半を厳しい司法試験や予備試験に捧げることとはあまりにも対照的で

ある。

日本人である私にとって、インターンは実務の体験活動にすぎず、知識を効率的に身につけるのには向いていない。そのため、4年ないしは6年しかない貴重な学生時代のうち、2,3ヶ月、あるいは半年や1年もの時間をひとところでのインターンに費やすことには抵抗が強い。しかし、外国では、必ずしもそのようなには考えられていない。彼らの考えでは、実務経験を積むことと知識を習得することは不可分のものであって、インターンも学生の立派な本分である。その結果として、彼らの知識量は日本の学生のそれに比べれば劣るが、彼らは私たちよりも早い年齢で国際社会に場馴れし、私たちより先回りして顔売りをしていることもまた事実である。

私には、どちらの学生時代の過ごし方が真に世の中のためになるのかはわからない。しかし、国際社会で実際に評価されているのは、私たちの方ではないのである。

V. UNCITRAL での経験から学んだこと

以上に述べた経験を通して、私が学んだことを要約すれば、次のとおりである。

- (1) 国際通商法は日々発展を続けている。日本はこの分野において、立ち遅れ気味である。
- (2) 国際機関は新しい法制度を主体的に創造する機関ではなく、中立的な立場から各国に議論の場を提供しているにすぎない。国際機関で議論が始まっているということは、すでにその分野では一定の議論の蓄積があり、市場を占有している先行者がいるということである。
- (3) 国際法統一を推し進めるのは、理論や学説の優劣ないし当否ではなく、実務上の要請である。法の発展の最前線は国際機関にあるのではなく、市場での影響力の強い先駆的な企業にある。
- (4) 他国の法律家や法学生と比較して、日本の法曹や法学生は知識量が多く、細目的・技術的な問題に対処する能力に秀でている。この能力は十分に国際社会で売り物になりうるが、語学力と自己アピールの欠如により、日本人の能力は過小評価されている。
- (5) 外国語を一つ話せるだけでは戦力にはならない。もう一カ国語に堪能になるか、そうでなくても他国の文化の少なくとも一部を本国出身者以上に理解している必要がある。

VI. 謝辞

この度の派遣は、東京大学大学院法学政治学研究科附属ビジネスロー・比較法研究センター（IBC）による企画運営、渡航及び滞在費の支給など、多面にわたるご支援があつてはじめて実現したものである。特に、事務局の小疇典子氏には、出国前の手続きなどさま

ざまな場面で多くのご助力をいただいた。

岩村正彦教授，藤田友敬教授，後藤元教授には，本プログラム応募にあたって面接をしていただき，派遣を決定していただいた。

藤田友敬教授には，派遣日程の決定をはじめ，UNCITRAL とのやり取りにあたって多大なご尽力をいただいた。また，派遣前にはグローバル私法フォーラムにお招きいただき，予備知識を得る貴重な場を提供していただいた。

高嶋卓判事，周藤崇久判事，後藤元教授には，政府代表者としての多忙なお仕事の合間に，作業部会での議事内容について現地でご教示いただいた。

最後に，私は一旦派遣が保留となったにもかかわらず，他の派遣者と時期をずらしてまで派遣を実現していただいた。その過程では，多くの方のご配慮とご尽力があったものと思われる。私が今回ウィーンでかけがえのない 23 日間を過ごすことができたのは，そうした多くの方のお力添えがあったからに他ならない。

ここに深く感謝申し上げる。



レオポルツベルクからウィーン市街を臨む。

左をドナウ川が流れてゆく。

23 Days in the Legal Wonderland in Vienna
Report on my experience as a visiting scholar at UNCITRAL
by Ryotaro YOKOYAMA
September 21st – October 13th, 2019

I. Introduction

II. About UNCITRAL

III. What I did as a visiting scholar

- (1) Studying security law unification
- (2) Attending Working Session II and a symposium
- (3) Attending Working Session I
- (4) Other minor activities

IV. The world of UN interns

- (1) Inequalities and the importance of language skill
- (2) My position in the internship — good relationship with Chinese interns
- (3) My impression on the internship — I should be more active and strategic!

V. What I learned from this experience

VI. Acknowledgements

I. Introduction

I was offered a fortunate opportunity to work as a visiting scholar at United Nations Commission on International Trade Law (UNCITRAL) in Vienna from September 21st to October 13th, 2019. The impact of this experience was immeasurable and drastically expanded my legal horizon. In this essay, I report what I did and learned in these 23 days.

II. About UNCITRAL

UNCITRAL is an international organization under United Nations General Assembly that aims at removing legal obstacles in the flow of international trade and modernizing and harmonizing trade laws. It develops rules (Conventions, Model laws, and Model clauses) and legal texts (Legislative guide, etc.) in order to achieve its aim and promote its acceptance by member states.

UNCITRAL was established in 1966, and its member states are elected by the General Assembly. The membership has been gradually expanded and its current membership is sixty. Japan has continuously been a member state since its establishment. It organizes one Commission and several Working Sessions every year. In Commission, they discuss and decide focus issues to be handled by UNCITRAL. Working Group drafts the actual legal or non-legal instruments in response to mandates from the Commission at its Working Sessions. When a Working Group finalizes its drafting, it submits the final draft to the Commission.



Vienna, once the capital of Habsburg Empire

When the draft is adopted by the Commission, it becomes an official outcome of UNCITRAL.

Its major field of work and representative outcomes are as follows:

	Field of work	Representative outcome
1	International commercial sale of goods	United Nations Convention on Contracts for the International Sale of Goods (1980)
2	Arbitration and mediation, including its recognition and enforcement	UNCITRAL Model Law on International Commercial Arbitration (1985)
3	International payments	UNCITRAL Model Law on Electronic Transferable Records (2017)
4	Electronic commerce	UNCITRAL Model Law on Electronic Commerce (1996)
5	Insolvency law	Legislative Guide on Insolvency Law (2004)
6	Other modern legal issues especially related to developing countries	UNCITRAL Model Law on Public Procurement (2011)

IV. What I did as a visiting scholar

(1) Studying security law unification

My biggest work in UNCITRAL was to study the development of security law unification.

(a) Convention Providing a Uniform Law for Bills of Exchange and Promissory Notes; Convention for the Settlement of Certain Conflicts of Laws in connection with Bills of Exchange and Promissory Notes (1930, The League of Nations) (Geneva Conventions)

material: Preparatory Documents: Drafts Prepared by The League of Nations Experts; Observations by Governments (C.234.M.83.1929.II.[C.I.L.C.I.]

I encountered the preparatory document for Geneva Convention in UNCITRAL law library. Because of its significant historical value, it determined all my stay in UNCITRAL. I decided to read through this document and trace back the drafting process of Geneva Convention. Besides, I sometimes referred to other articles as needed.



UN Vienna International Centre (VIC)

I found that the conference added to the draft an explicit regulation on blank instrument in respect to its practical usefulness (article 10 of “Uniform Law” Convention). The adoption of the concept “blank instrument” has a big theoretical significance, but I could not find any thorough discussion from the theoretical point of view.

Meanwhile, the conference also considered whether to moderate the restriction for the interest. Despite interesting arguments presented by several states and other organizations, the conference decided not to revise the draft.

It seems to illustrate the fact that international legal unification does not favor pursuing theoretical matter. Their concern is focused on the aspect of practical necessity.

(b) United Nations Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes.

material: Commentary on Draft Convention on International Bills of Exchange and International Promissory Notes (A/CN.9/213)

After studying Geneva Conventions, I became interested in the next step of the unification of bills of exchange law.

Although there are some differences, Convention is similar to the bills of exchange law in common law nations. If we just see the table of contents, we understand that the Convention is quite different from our Continental bills of exchange law. In order to understand the Convention, I learned common law bills of exchange law.

The Convention creates a new type of security called “*International bill of exchange*” and

“International promissory note.” However, their function is the same as that of bill of exchange and promissory note. Moreover, its internationality can be created only by the mere stipulation on the instrument, be it true or not. This means that (1) we have dual laws on bills of exchange; (2) one of them is internationally unified type, and another one is ununified type; (3) party autonomy chooses which law is applicable to the specific instrument.

I wonder if this is really adequate for the effective trade, but I thought the efficiency of having dual law is worth considering further.

(c) UNCITRAL future works on security law

materials: Report of the United Nations Commission on International Trade Law Fifty-second session (A/74/17); Proposal by the Government of the People’s Republic of China on UNCITRAL’s Future Work: Solving the problems of railway consignment notes which are not of the same nature as documents of title (A/CN.9/998 Annex)

One of the junior professional officers knew that I was working with security law. She lectured me what is now going on in UNCITRAL about security law development.

I was especially interested in the China proposal to create a new style of bill of lading for railway transportation.

Although railway transportation has been in existence for hundreds of years, it is only recently that its business has become widely international with the support spearheaded by Chinese government in the context of their aggressive policy named “The Belt and Road Initiative (一带一路).” Along with



At a corner of beautiful Vienna, a flower shop was lighting.

its development, the demand to create a new style of security has arisen. It is China that has a strong interest for settling a new law, and UNCITRAL is chosen as a means for China’s agenda to establish a preferable legal framework. It is not that international organization actively considers the most adequate legal regime from neutral viewpoint. There is already a forerunner in the field and UNCITRAL is acting as an organizer for its promotion activities.

I thought that this is a good example that practical demand comes first from stakeholders, and the international organization is acting not as a creator but as an organizer.

(2) Attending Working Session II and a symposium

I attended Working Session II (Sep. 23rd – Sep. 26th) and a symposium about promoting

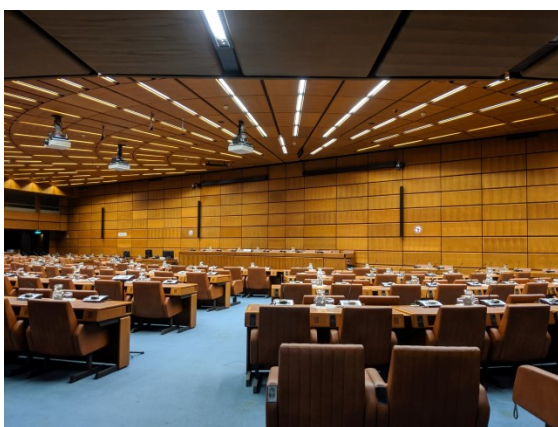
arbitration and mediation (Sep. 24th).

The topic was “Expedited arbitration.” It was impressive that major arbitration institutions have already their own practice of expedited arbitration, and despite their status as an observer, they had a strong influence on the course and the outcome of discussions. It was frustrating that Japanese institutions were not counted in those institutions.

(3) Attending Working Session I

I attended Working Session I (Oct. 7th – Oct. 11th).

The topic was “Creating a legal framework for micro, small, medium sized enterprises.” Although



Conference room. Six languages crash at the same time.

some delegates showed outstanding performance (ABA, the United States, Japan, and Croatia), the discussion was overall similar to or did not go beyond the basic understanding about cooperate law in Japan. Their debate was sometimes a little confusing. In my opinion, it was because they sometimes lack strictness for technical matters.

I thought that Japanese lawyers’ and law students’ skill about technical matter is superior to the international standard, and we

should be able to perform better especially in this field, provided our verbal communication is adequately prepared.

(4) Other minor activities

- (a) Learning about a recent controversy in international commercial arbitration field
- (b) Learning about UNCITRAL Limited Liability Organization (UNLLO) and LLP
- (c) Drafting a moot model law by discussing with another visiting scholar

V. The world of UN interns

(1) Inequalities and the importance of language skill

(a) Two inequalities

I found two inequalities in the world of UN interns: origin inequalities and gender inequalities.

For example, I had six colleagues at UNCITRAL, five interns and one visiting scholar. Among them, two are from China whereas all others are from European countries and Australia. And only one intern is male and all others are female. Other organizations in Vienna International Centre are more or less in the same situation. Also, it was curious that I have never met any interns from the United States.

Thus, it is ladies from European countries that is most politically influential in UN interns' society.

(b) The importance of language skill

Many interns speak another language (typically French) besides English. There was an atmosphere that the language(s) one speaks determines his/her status in UN society.



Sunset in Danube canal. An old man has caught a carp.

(2) My position in the internship — good relationship with the Chinese interns

Unfortunately, I could not speak any European languages other than English. It was sometimes difficult to communicate with the European interns. Especially lunch time was hard for me to manage.

But, I speak satisfactory, if not excellent, Chinese. What is more, I have a knowledge on Chinese classic literature (四书五经) because I had taught it by myself since I was in high school. This made me get along very well with Chinese interns and their community in UN. Since I had much to talk with them, our conversation topic had never been exhausted. Also, it was strange but funny that we interacted with each other in three channels: talked to each other in both Chinese and English, wrote to each other in archaic Chinese (文语).

(3) My impression on the internship — I should be more active and strategic!

Almost all interns are in their early twenties. Their internship lasts longer than two months, sometimes a whole year. Moreover, they have additional experiences or plans of internship at or participation in other international organizations, global companies, and moot arbitration courts. By doing so, they appeal their presence and skill to the international world. It was as if they are strategically climbing up the ladder of international career. It is in contrast to the Japanese law students spend their early twenties preparing for the severe bar exam.

For me as a Japanese, internship is a practical training, which is an ineffective way to gain a



Self portrait at VIC

volume of knowledge. Therefore, my opinion is that spending two or three months (sometimes six months or a whole year) of our precious four or six years of study in college is nothing but a waste of time. However, they do not think so. In their opinion, practice and study are undistinguishable. Therefore, they believe that internship is a part of their student activities. As a result, compared with Japanese law students, they tend to have less knowledge with more experiences.

I am not sure yet which style is ultimately good for achieving a better world. But I feel for

sure that what is praised in the international arena including UNCITRAL is not Japanese style but that of other countries.

V. What I learned from the experience

- (1) International commercial law is now in progress. Japan is lagging in some part of this area.
- (2) International organizations are not the creators of new legal regime but neutral facilitator of international discussion. Therefore, when a new issue comes to UNCITRAL, there are already pioneers in that field.
- (3) Necessity is the mother of international uniform law. The cutting edge of international law is in the entrepreneurial huge business.
- (4) Compared with foreign jurists and law students, Japanese lawyers and law students are superior in handling technical matter. Although This skill can be our competitive power in the international context, the lack of language skill and appealing effort makes it grossly undervalued.
- (5) Speaking just one foreign language is not enough. It is necessary to speak one more language fluently or have a deep understanding about foreign culture.

VI. Acknowledgements

I could not have had this invaluable experience without all kinds of support by Professor Masahiko IWAMURA, Professor Tomotaka FUJITA, Professor Gen GOTO, Ms. Noriko KOAZE, and Institute of Business Law and Comparative Law & Politics (IBC), Graduate Schools for Law and Politics, The University of Tokyo. I would like to express my deepest gratitude to all of them.



Landscape of Vienna from Mt. Leopoldsberg,

Left: flowing Danube river.